

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年1月30日

岩手県知事 達増 拓也 殿

岩手県八幡平市大更第35地割63番地85
八幡平市商工会 会長 高橋 富一

岩手県八幡平市野駄第21地割170番地
八幡平市長 佐々木 孝弘

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：小笠原 竜也、藤原 聡子、小笠原 奈美

(別表1)

事業継続力強化支援計画

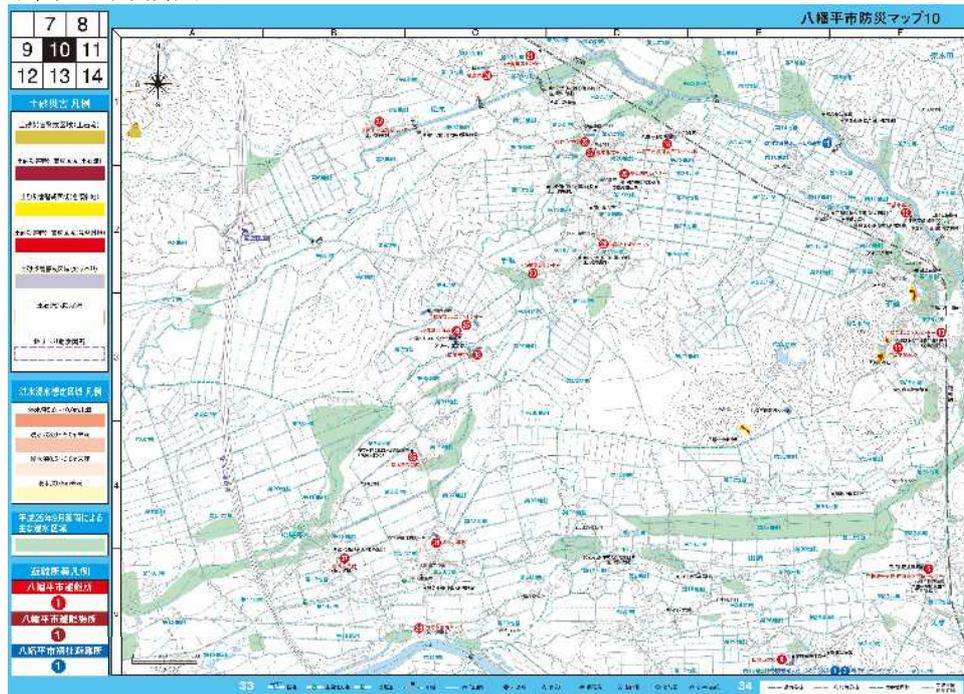
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

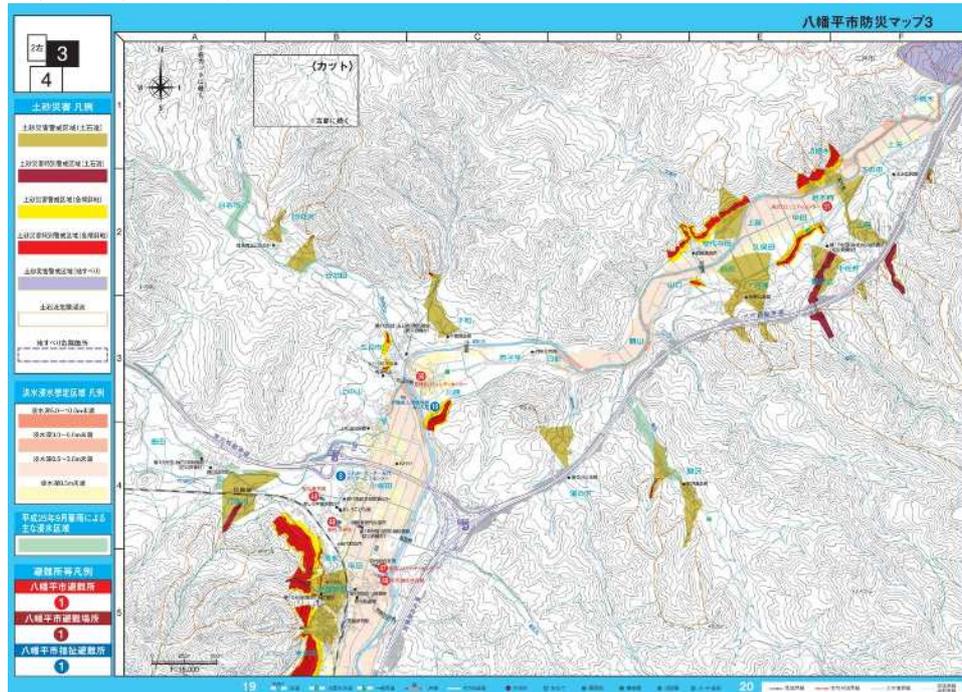
1. 地域の災害等リスク

八幡平市は、岩手県の北西部に位置する市で面積は862.30km²。当市の北部（旧安代町）は安比川（馬淵川水系）流域、南部（旧西根町・松尾村）は赤川・松川（北上川水系）流域である（ただし北西の一角に、日本海へと流れる米代川の最上流域がある）。元来、北部は二戸郡、南部は岩手郡である。交通網は国道282号線や東北自動車道が南北に走り整備されている。鉄道はJR花輪線が通っており主要な駅は、大更駅、平館駅、荒屋新町駅である。当市では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から「八幡平市防災マップ（ハザードマップ）」を作成し、次のような災害の発生を想定している。

(1) 八幡平市商工会本所周辺



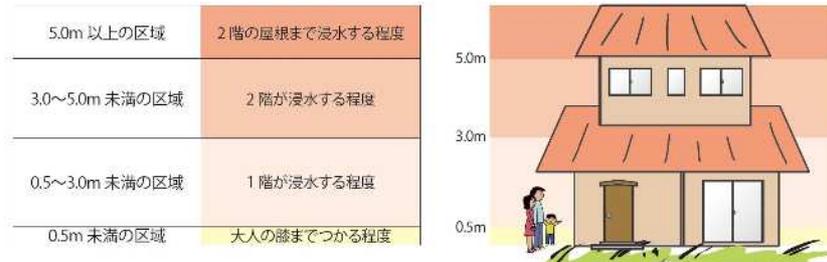
(2) 八幡平市商工会安代支所周辺



(3)洪水について

【概要】

- 「八幡平市防災マップ」に表示している松川及び安比川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定される最大規模の降雨による浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示したハザード情報である。
- この浸水想定区域などは、指定時点の安比川の河道の整備状況を勘案して、氾濫した場合の状況をシミュレーションにより予測したもの。
- この防災マップを使用する際は、支川の氾濫、想定を超える降雨、内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がありますので十分注意すること。
- 浸水ランクの目安 想定した大雨の規模（松川流域の2日間の総雨量412mm）
（安比川流域の2日間の総雨量317mm）



【洪水情報の種類】

洪水の危険性が高まった際に発表される情報

- 洪水注意報（気象庁）
洪水によって災害が発生するおそれがある場合、その旨を注意して行う。
- 洪水警報（気象庁）
洪水によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う。
- 指定河川洪水予報など
松川や安比川、北上川上流については、盛岡地方気象台の予測する降水量をもとに、河川を管理する岩手県などが河川水位の危険度を予測し共同で発表する。

(4)土砂災害について

●土砂災害の種類

がけ崩れ

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、被害者の割合も高くなっています。

土石流

山腹・川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されることをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。

地すべり

斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土壌量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すと、これを完全に停止させることは非常に困難です。

※上記は一般的な形現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。ふだんと違い、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

●土砂災害警戒情報について

●土砂災害警戒情報とは

大雨による土砂災害発生が高まった時に、市が防災活動や住民等への避難指示などの災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また住民の自主避難判断に役立てることを目的として、県と気象台が共同し発表する情報です。

●土砂災害警戒情報の伝達

県等が発表する土砂災害警戒情報を受け、市は、気象状況、前兆現象、その後の気象の推移などを総合的に判断し、住民への避難情報等を提供します。
また、住民への情報伝達は、防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）等を活用し、速やかに伝達します。

(5)地震対策について

●地震発生時の時間経過別行動マニュアル

地震発生

1~2分

3分

5分

10分

数時間

3日

最初の大きな揺れは約1分間

- まず、身を守る安全確保 (手近な座布団などで頭を保護)
- すぐに火を消せるときは火を消す
- 大きな揺れの場合は、身の安全を確保し、すばやく屋外の安全な場所に一時避難する

揺れがおさまったら

- 火元を確認 火が出たら、落ち着いて初期消火
- 家族の安全を確認 倒れた家具の下敷きになっていないかを確認
- 靴をはく 家の中はガラスの破片が散乱。靴や厚手のスリッパをはく
- 非常時持出品を準備する

みんなの無事を確認 火災の発生を防ぐ

附近所に声をかけよう

要配慮者の安全確保

附近所で助け合う

行方不明者はいないか

ケガ人はいないか

ラジオなどで正しい情報を

- 大声で知らせる
- 災害・被害情報の収集
- 余震に注意する
- 避難時に車は極力使用しない
- 電話は緊急連絡を優先する

協力して消火活動、救出・救護活動を

- 水、食料は蓄えているものでまかなう 3日間の飲料水と食料の備蓄をしておく
- 救出・救護活動
- 無理な行動はやめよう
- 助け合いの心が大切
- 壊れた家に入らない

(6)地震：J-SHIS

当市に影響を及ぼすおそれのある地震として、

「内陸直下型地震」については「北上低地西縁断層群」を想定地震としている。「海溝型地震」については、「十勝沖地震」を想定地震としている。

また、地震ハザードステーションの防災地図（J-SHIS Map）によると、今後30年間で発生する震度5弱以上は、当会本所が立地する大更地域では90.9%の確率、当会安代支所が立地する呷田地域では61.7%の確率である。

(7)岩手山火山防災マップ

●西側で水蒸気爆発、東側でマグマ噴火が起きた場合の防災マップ

-3-

●岩手山の噴火警戒レベル

平成 30 年 3 月 8 日「岩手山火山防災協議会」

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・ 入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1686年の噴火：東岩手山山腹で噴火、融雪型火山泥流が川沿いに北上川まで流下、滝沢市一本木地区砂込川沿いの居住地域で一部家屋の流出 火砕流（火砕サージ）は火口から山麓（約4km）まで流下 噴石は火口から山麓（約4km）まで飛散
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	・警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難、住民の避難の準備等が必要	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが居住地域まで到達する可能性がある。 【過去事例】 1732年の噴火：東岩手山山腹で噴火、北東山腹に溶岩流出（焼走り熔岩流） 激しい地震活動、有感地震の多発、住民避難
警報	噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	火口から居住地域 近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等 状況に応じて要配慮者及び「特別に被害が予想される区域（施設）」の避難準備等が必要 ・住民は通常の生活	・東岩手山の火口から概ね4km以内及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1998年の活動：4月29日、短時間に多数の地震と規模の大きい地震が発生し、地殻変動に急激な変化
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・火口周辺への立入規制等（登山道は入口から立入規制） ・住民は通常の生活。	・東岩手山及び西岩手山の火口から概ね2km以内に影響が及ぶ噴火が発生、または予想される。 【過去事例】 1919年の噴火：西岩手山（大地獄谷）で噴火、噴石は脇の登山道に飛散 1998年の活動：3月17日、火山性地震が増加し地殻変動開始
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏	状況に応じて火口内への立入規制等	・火口内で少量の噴気や火山ガス等が発生

(8)感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。本市では、新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

本市は、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

2. 商工業者の状況（資料：総務省・経済産業省「令和元年経済センサス」）

- ・商工業者数 1,019 者
- ・小規模事業者数 840 者

■内訳

業 種		商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況
商工業者	建設業	141	130	市内に広く分散している
	製造業	88	66	
	卸売業・小売業	260	179	
	飲食業・宿泊業	166	143	
	サービス	257	221	
	その他	107	101	
	計	1,019	840	

3. これまでの取組み

(1) 当市の取組み

①地域防災計画の策定

八幡平市地域防災計画は、災害対策基本法昭和 36 年法律第 223 号 第 42 条の規定に基づき、八幡平市防災会議が作成する計画で、市、岩手県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の各防災関係機関が、八幡平市の地域に係る防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を策定し、それぞれが全機能を有効に発揮するとともに相互協力により市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

②災害時必需品の備蓄

- 避難所には災害時の生活に必要な以下の物品について備蓄、調達体制の整備を図るとともに、定期的に点検及び更新を行う。
- 家庭及び事業所における物資の備蓄を奨励する。各家庭においては、家族の 3 日分程度の物資を備蓄し、定期的に点検、更新を行うよう努める。
- 仮設トイレ、テレビ、ラジオ、懐中電灯・ローソク、電池、医薬品、カセットコンロ、石油ストーブ、毛布、食料、飲料水、乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）など

③八幡平市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、市全体の態勢を整備するため、「八幡平市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定を行っている。感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

(2) 当会の取組み

①事業者BCPに関する国の施策の周知と計画策定支援

国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」等のリーフレットが発行される都度、小規模事業者等に配布することで、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行っている。また、事業者が計画を策定する際にも支援も行き、策定・申請の支援を行っている。

②損害保険への加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクをはじめとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種の損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し普及・加入促進を行っている。

③災害時における会員被災状況の収集

これまで、地震や台風等の自然災害の際は、会員事業者の被災状況について情報を収集し、岩手県商工会連合会並びに八幡平市へ報告している。

II 課題

小規模事業者の防災対策への支援における課題は、以下のとおりである。

①事業者BCPの策定が進んでいない

事業者BCPの策定をはじめとする防災・減災対策に関する市全体の取組状況はいまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の取組も本格化しておらず、特に自力での取組に限界のある小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

②策定支援のスキル習得に課題がある

当会職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や損保会社等との連携が必要である。

III 目標

八幡平市地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた小規模事業者に対する事前防災や事後の素早い復旧等の対策について、当市と当会が一つになって取組むこととし、特に、市内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために、次の取組を行う。

①市内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡を円滑に行うため、当市、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後、速やかな応急対策や復興支援策が行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年3月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

八幡平市商工会と八幡平市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

「八幡平市地域防災計画」及び「八幡平市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

市内小規模事業者に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

①ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に八幡平市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

②広報等による啓発活動

商工会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

④新型インフルエンザ等感染症に関する周知

新型インフルエンザ等感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

また、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する等、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等

■財産のリスク

- 火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償
- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■休業のリスク

- 事業主・従業員の休業所得補償
- 災害に伴う営業損失補償

■経営のリスク

- 取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合の備え
- 事業主・家族・従業員のけが、病気、がん等への備え
- 廃業・退職後の生活資金積立
- 従業員の退職金積立

■自動車のリスク

- 自動車運行に伴う事故の賠償補償

■労災事故のリスク

- 業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会の「危機管理マニュアル」を、令和6年2月に作成予定。

3) 関係団体等との連携

職員向け研修会をはじめBCP策定セミナーや個別支援について、連携する損保会社等に専門家の派遣を依頼し協力を求める。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) フォローアップ

市内小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。また、当会と当市で定期的に会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（令和元年台風第19号及び平成23年東日本大震災クラス）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

<2. 発災後の対策>

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

①発災後3時間以内に職員の安否を報告

当市のBCP又は当会の危機管理マニュアルに従い、それぞれ安否確認を行う。安否確認の際には、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
八幡平市商工観光課	【職員】発災後速やかに緊急連絡網（携帯電話）にて確認
八幡平市商工会	【職員】発災後1時間以内にLINEグループ機能にて確認 【正副会長】3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 【役員】1日以内に携帯電話にて確認 【会員】5日以内に会員安否を確認

②安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後3時間以内には、当市、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
八幡平市商工観光課	課長	課長補佐もしくは係長
八幡平市商工会	事務長	上席の経営指導員

③新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、八幡平市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当市と当会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する

■被害規模の目安

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

■被害情報等の共有間隔

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月～3ヶ月	1週間に1回共有する
3ヶ月以降	1月に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

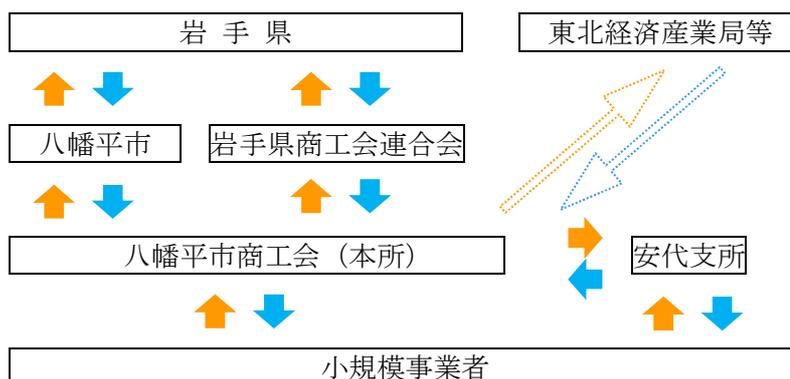
発災時に市内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法について、あらかじめ確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当市と当会が共有した情報を岩手県の指定する方法にて当市又は当会より岩手県へ報告する。

■連絡体制図



2) 共有した情報の報告方法

当市と当会が共有した情報を、当会は岩手県商工会連合会へ、当市より岩手県へ報告する。なお、当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメールで報告するとともに、商工会災害状況報告システムを活用する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

1) 相談窓口の開設

当市と当会は協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県からの相談窓口設置に関し特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

また、感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

2) 被害状況の把握と被災事業者施策の周知

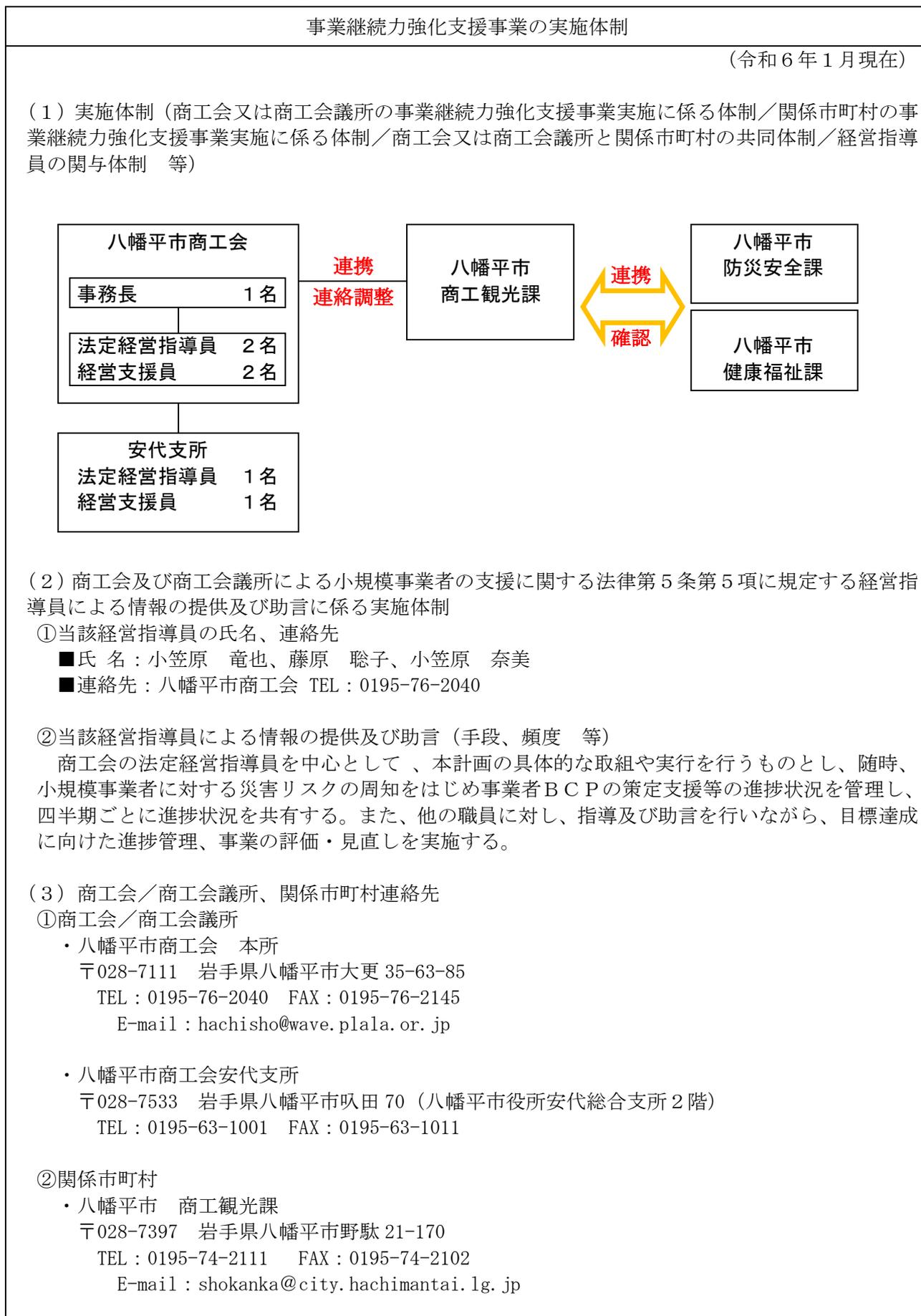
市内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により市内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 岩手県及び八幡平市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岩手県商工会連合会等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフレット、 チラシ作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入、八幡平市補助金、岩手県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携者なし
連携して事業を実施する者の役割
連携者なし
連携体制図等
連携者なし